

りません。また、知事が「全庁的な認識であった」と考えていても、担当の職員の認識は全然そうなっていない、という事態はありうるのですが、それは、見解の違い、としか言いようがありません。

地方自治法第100条第7項によって処罰の対象となる「虚偽の陳述」の告発は、刑法172条の「3ヶ月以上10年以下の懲役」の対象になるものですが、その意味で、有罪判決に足りうる明白な事実でなければ告発の対象とはなりえないものであり、見解の違い、認識の違いがその対象になりえないことは明白です。見解の違い、認識の違いが犯罪であり、処罰の対象になるならば、この社会には、犯罪者があふれることになってしまうのではないのでしょうか。

100条委員会や、県議会が多数の賛成で認定したというだけでは、犯罪となるものではありません。告発の自由、権利は、当然個々の議員に認められてはいるものの、司法の場への告発にあたっては、県民に説明でき、かつ歴史と法の検証に耐えうる良識ある判断が求められていることを申し上げ、反対の討論といたします。

## 議第24号「虚偽の陳述に対する告発について」

この告発は、田中知事が、100条委員会での証言で、元知事後援会幹部の働きかけに関する文書の公開請求に対し、当時の経営戦略局参事がこの文書を「私的メモ」として非公開にし、下水道課長らに文書破棄を命じたことに対し、「私から直接の指示はありません。」と証言したことが虚偽の陳述にあたるというものです。

100条委員会の調査結果を認定の反対討論でも申し上げましたが、この件については委員会の調査報告書でも、「知事の直接の指示については確認できなかった。」とされています。

告発人は、一連の経過について、知事が「電子メール等により逐一報告を受けていたにもかかわらず、公文書の公開又は破棄を禁ずる等の適切な指示を何等行なっておらず、結果として公文書を破棄するという行動を容認していたものである。」「このため、知事は、言外において、当該公文書を破棄するよう指示を出したものと判断できる。」「このため、知事は、言外において、当該公文書を破棄するよう指示を出したものと判断できる」としています。しかし、「言外において指示を出したものと判断できる」ということと、直接指示したことは明らかに事実違っており、事態を容認し、止めなかったことをもって、「直接の指示はありません。」という証言を虚偽の証言と断定するのは、論理の飛躍とかなりの無理があると言わざるを得ません。「言外に指示したもの」との「直接の指示」は全く違う、というあたりまえの事実を指摘させていただきます。虚偽の陳述とは、事実でないことを述べることです。

知事が関係文書の非公開や破棄を止めなかったことは、すなわち事実上それらを指示したこと、というひとつの推測はなりたちますが、推測だけでは、到底、告発の根拠とはなり得ません。

告発議案全体の反対討論を終わるにあたり、関係法令による十分な検証もなく、見解や認識の違い、推測や感情だけでは司法への告発は不可能であること、結果として告発に値せず、名誉毀損や人権侵害にあたる場合も覚悟しての慎重で十分な法的検証が告発にあたっては不可欠であることを申し上げ、議員の皆様の良識ある判断に期待して反対の討論を終わります。

ご要望をお寄せください

連絡先：日本共産党長野県議団 長野市南長野幅下692-2  
TEL 026-237-6266 FAX 026-237-6322

ホームページ <http://www.avis.ne.jp/up/> E-mail [jcpngnkd@avis.ne.jp](mailto:jcpngnkd@avis.ne.jp)